

「国や厚生労働大臣には分限回避の責任はない」、 被告の主張に反論する香川弁護団・大阪弁護団

郷原弁護士が国側主張に反論、香川・第3回口頭弁論

6月25日に高松高裁第1号法廷にて香川分限免職処分取消訴訟の第3回口頭弁論が開かれました。原告側が準備書面1を提出し、郷原弁護士が「被告の国は分限免職回避努力を尽くしていない」と意見陳述しました。

郷原弁護士は、分限免職回避努力の主体は香川社会保険事務局長であるとの国側の主張は誤りであるとし、主体は使用者である国民を代表する国が責任を負っていると反論しました。また、過去の定員削減などを行った時に、雇用調整本部を設置して省庁間で職員の配転を円滑に行ったのに社会保険庁廃止では利用しなかったことや、残務整理定員の予算を確保しているにもかかわらず使用しなかったことも、国が回避努力を尽くしていない理由の一つと陳述しました。さらに、今回の分限免職を判断するときには、整理解雇4要件と同等の基準を用いるべきであると主張しました。



高松地裁での報告集会
(左端が郷原弁護士、右
から2人目が原告の綾さん)

今後は、7月25日に進行協議を行ったうえで10月1日午後2時から第4回口頭弁論を開くことを決め終了しました。

裁判終了後に開かれた報告集会では、則武弁護士が「裁判での審議内容や今後の進め方を傍聴していただく方にわかりやすくするための工夫を今後も行っていくので、多くの方の傍聴をお願いしたい」と述べ、原告の綾さんも引き続きの支援を訴えて終了しました。

大阪地裁に「分限免職処分無効確認請求」を追加提訴

7月11日10時から大阪地裁809号法廷において、大阪の大島さんの第3回口頭弁

論が開かれました。大阪国公と全厚生近畿社保支部は、口頭弁論前の午前8時過ぎから1時間、大阪地裁前での社保庁不当解雇撤回の宣伝行動を行い、原告の大島さんが「年金記録問題の解決にとりくんできた結果が解雇されるなんてとても納得できない」と訴えました。

今回の弁論で大島さんと大阪弁護団は、「分限免職処分の無効確認請求」の裁判を追加で提訴しました。大阪弁護団の伊賀弁護士は、「この無効確認請求裁判を追加した意義は、国（厚生労働省側）が『今回の裁判での争点は、任命権者である大阪社会保険事務局長が大島さんに対し行った分限免職処分は適法であり、大阪社会保険事務局長の権限の及ぶ範囲内で分限免職回避努力が尽くされていたかどうか争点で裁量の逸脱はなかった』と主張していることに



対し、争いの土俵を明確にするために追加提訴したものである。原告側の主張は、年金業務は国が行うものであり、日本年金機構設立は厚生労働省の責任を曖昧にするもので社会

中之島公会堂での報告集会で口頭弁論の説明をする 伊賀弁護士、右から2人目が原告の大島さん

保険庁を廃止する必要性はなかった。したがって日本年金機構法も日本年金機構の当面の事業運営に関する閣議決定も違法であり、国や内閣の間違った行為にもとづいて行われた分限免職処分は無効である。原因行為自身の違法性を問い、国（政府）の責任を法廷の場で明確にしなければならない」と述べました。

裁判後、中之島公会堂大会議室で行われた報告集会では、JAL 原告の訴えや全厚生の仲間の合唱などがあり、原告の大島さんを多くの仲間で支えていこうと確認しました。

闘争団からのお願い

人事院の審理が最終番を迎え、秋にも結審が予想されます。年度内には、処分取消の判定を出させるための署名運動を進めています。ぜひ、皆様のところでも署名を広げていただき、お手数ですが全労連・国公労連・全厚生闘争団に結集して頂きますよう、よろしく申し上げます。第1次集約は10月末、第2次集約は12月末、最終は当事者全員の判定が出るまで受付します。

事務局

〒604-8854

京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラポール京都地下

京都国気付 ☎:075-801-7875 FAX:075-801-7876 (共に京都国公)

[mail:zenkousei-tousoudan@xug.biglobe.ne.jp](mailto:zenkousei-tousoudan@xug.biglobe.ne.jp) (全厚生闘争団メールアドレス)

http://www.geocities.jp/zks_sasaerukai/index.html (全厚生闘争団を支える会ホームページ)